

神居古潭 魔神伝説AR整備事業について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集する。

令和8年4月24日

旭川市長 今津寛介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地

旭川市教育委員会社会教育部文化振興課

電話 0166-25-7558

FAX 0166-24-7011

e-mail bunkashinko@city.asahikawa.lg.jp

2 事業の概要

(1) 業務名

神居古潭 魔神伝説AR整備事業

(2) 目的

本業務は、内閣府「アイヌ政策推進交付金」を活用して旭川市が実施する神居古潭整備事業の一環として、神居古潭に伝わるアイヌの魔神伝説に関連する4つのスポットにAR（拡張現実）コンテンツを整備し、来訪者がエリアを回遊しながら魔神伝説全体のストーリーを体験できる環境を構築することを目的とする。

このことにより、地域のアイヌ文化への理解・関心の喚起、神居古潭のイメージ回復や観光資源としての価値向上を図り、神居古潭及びアイヌ文化が構成要素となっている別紙の日本遺産「カムイと共に生きる上川アイヌ」及び「大雪山カムイミントラジオパーク構想」の取組推進に資するものとする。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 法人格を有している者であること。

(2) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格における入札参加資格を有している者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 旭川市競争入札参加資格者にあつては、公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(6) (2)の資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には(2)の資格要件等を確認するため次の書類を徴取する。

ア 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの

イ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近1事業年度分

- ウ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））※3か月以内のもの
- (7) 共同事業体で参加する場合は次の要件を満たしていること。なお、共同事業体の構成団体は単独又は他の共同事業団体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
 - ア 構成団体は（2）又は（6）の要件を満たしていること。
 - イ 共同事業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
 - ウ 共同事業体は代表構成団体を選定し、当該代表団体を共同事業体の代表者として市と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は市に対してすべての責任を負うものとする。

4 実施要領等の交付期間及び方法

神居古潭 魔神伝説AR整備事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付は次のとおりとする。

1 交付期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月18日（月）まで

2 交付方法

第1の場所で交付するほか、旭川市のホームページからダウンロードにより交付する。
URL <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d063895.html>

5 参加手続き等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和8年5月18日（月） 正午（期限厳守）
提出期限内の土日祝日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。
- イ 提出場所 1に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送によること。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。合わせて参加資格を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和8年6月1日（月）まで（期限厳守）
提出期限内の土日祝日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送によること。

(4) 提出部数 10部（うち、6部は企画提案者名が分からないようにすること。）

6 質疑応答等

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、実施要領の定めるところにより所定の様式で提出すること。

- ア 提出期間 令和8年5月28日（木）まで
提出期限内の土日祝日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。
- イ 提出場所 1に同じ
- ウ 提出方法 持参、電子メールまたはファクシミリで提出すること。電子メールまたはファクシミリの場合、必ず電話で送信した旨伝え、担当者に着信したことを確認すること。

(2) 電話等口頭による質問は受け付けない。

(3) 1の質問に対する回答は、企画提案書の提出意思を確認した者全員に文書又は電子メ

ールにより回答し、併せて旭川市ホームページ上に公表する。また、回答書に記載した内容は、応募要領の追加又は修正として取り扱うこととする。

7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていない場合、または参加表明書の添付書類等で参加資格要件を満たしていることについて客観的な確認ができない場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (5) その他法令違反等があり、不相当と認められた場合

8 受託候補者の特定

神居古潭 魔神伝説AR整備事業プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、あらかじめ定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本事業の受託候補者として特定する。

9 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該委託業務について協議を行い、内容について合意の上、当該委託業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。なお、契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

作成を要する。

(4) 支払条件

後払いとする。

10 委託業務実施上の留意事項

(1) アイヌ文化の尊重

本業務の実施に当たっては、アイヌ民族の尊厳及び文化的権利を最大限尊重し、不適切な表現、演出を行わないこと。

(2) 知的財産権の適切な管理

受注者は、第三者の著作権・商標権・肖像権等を侵害しないよう十分に注意し、必要なライセンスを自らの責任で取得すること。

(3) AR利用者の安全確保

利用者の安全確保を最優先とし、利用者の立ち位置・動線設計において歩道外・危険箇所への誘導が生じないようにすること。

(4) 再委託の禁止

委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

(5) 業務完了報告書の提出

委託業務完了後、速やかに業務完了後、速やかに文書による業務完了報告書を提出すること。業務完了報告書には以下の成果物を添付すること。

ア ARコンテンツ一式

- イ キャラクターデザイン原画データ一式
- ウ 現地設置物一式（トリガーマーカー・掲示物等）の内容を記した書類 ※該当ない場合は不要
- エ 監修記録（議事概要）一式
- オ 操作マニュアル（管理者用、利用者用）
- カ 動作試験報告書
- キ 著作権等の知的財産権についての所在を明記した書類実績報告書等を旭川市に提出すること。

(6) 委託費の経理・管理

委託業務の対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。

また、委託業務に要した経費は、領収書等で確認でき、収入及び支出を記載した会計帳簿を備え、経理状況を明確にするとともに、事業終了後最低5年間は保存すること。

(7) 成果品の取扱い

この事業により得られた成果品とその権利は、原則として旭川市に帰属する。

(8) 法令遵守

個人情報保護法、労働安全衛生法、道路法、河川法その他関係法令を遵守すること。

(9) 違反等があった場合の措置

「3 参加資格要件」及び契約条項に違反等があった場合は、委託契約を解除し委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させることがあるので十分留意すること。

(10) その他

この委託業務を適切かつ効果的に実施するために、市と常に密接な連携を取ること。

1.1 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に係る費用など、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 提案書の取扱い

提出された書類は返還しないが、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(4) 辞退の場合の取扱い

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）で市へ報告すること。

(5) 本公募型プロポーザルの詳細は、実施要領等による。